

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企業局	地域整備 事務所	平成 26 年 12 月 12 日 (第 2654 号)	平成 25 年度の幸手中央地区産業団地整備事業における予算執行のうち「電気通信線路移設補償契約」2 件 (1,205,100 円及び 69,230,800 円) について、完了の確認を完成の通知を受けた日から 10 日以内に行わなければならないところ、10 日を超えた日に行ったことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、完成の通知を受領した際には、当該通知に「完了確認予定日」を記載して上司に報告することとした。 また、検査完了までの進捗管理を確実にを行うためチェックシートを作成し、チェック機能を強化した。
教育局	和光高等 学校	平成 26 年 12 月 12 日 (第 2654 号)	平成 25 年度の業務用クリーナー(57,120 円)、拡声器(59,850 円) について、近接した期日で、それぞれ 2 回に分割して、同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	再発防止のため、朝会等を通じて監査結果を全教職員に周知するとともに、計画的かつ効率的な予算執行について周知徹底した。 また、財務事務を担当する職員に対し、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な財務事務の執行に努めるよう指導した。 具体的には、物品購入の際は、関係教職員と購入内容、時期、数量、調達方法について密接な連絡調整を行うことにより、計画的かつ効率的な執行を確保するとともに、出納総務課作成のチェックシートを活用することにより、複数の職員による確認を行うなどチェック体制の強化を図った。 更に、業務処理状況一覧を作成し共有することで、業務の整理と見える化を図り、組織的な管理体制を整備した。